次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

第二条

この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、ジャマイカ政府の権限のある当局は外務・外国貿易省である。

第三条

1　次の形態による技術協力が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の現行法令に従い、かつ、前条に規定する取決めに基づき、ＪＩＣＡの負担で行われることになる。

(a)　技術訓練をジャマイカ国民に提供すること。

(b)　専門家をジャマイカに派遣すること（以下、派遣された専門家を「ＪＩＣＡ専門家」という。）。

(c)　幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティア（以下「日本人シニア海外ボランティア」という。）をジャマイカに派遣すること。

(d)　ジャマイカの経済開発及び社会開発の計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「日本国の調査団」という。）をジャマイカに派遣すること。

(e)　設備、機械及び資材をジャマイカ政府に供与すること。

(f)　両政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をジャマイカ政府に対して行うこと。

2　協力隊員が、ＪＩＣＡにより、日本国の現行法令、交換公文の規定及びこの協定の関連規定に従い、ＪＩＣＡの負担で派遣されることとなる。

第四条

ジャマイカ政府は、前条に規定する日本国の技術協力の結果としてジャマイカ国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がジャマイカの経済開発及び社会開発に寄与し、かつ、軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

ＪＩＣＡがＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団を派遣する場合には、ジャマイカ政府は、次の措置をとる。

1　(1)　(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又はこれらの給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族に対し、次のものの輸入に関し、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品及び家財

(iii)　ジャマイカに派遣されるＪＩＣＡ専門家一名につき一台、ＪＩＣＡ専門家の家族につき一台、日本人シニア海外ボランティア一名につき一台及び日本人シニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車

(c)　ジャマイカに自動車を輸入しないＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、当該ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族が自動車を現地購入する場合には、ＪＩＣＡ専門家一名につき一台、ＪＩＣＡ専門家の家族につき一台、日本人シニア海外ボランティア一名につき一台及び日本人シニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、(b)(iii)及び(c)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(2)　(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の任務の遂行に必要な適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリの役務を含む。）を自己の負担で提供し、かつ、それらの運営費及び維持費を負担すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びにＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の相手方となる当該任務の遂行に必要なジャマイカ人の要員を自己の負担で提供すること。

(c)　ＪＩＣＡ専門家及び日本人シニア海外ボランティアに係る次の諸経費を負担すること。

(i)　当該ＪＩＣＡ専門家及び日本人シニア海外ボランティアが個人用の自動車を有していない場合には、通勤費

(ii)　ジャマイカ内の公用出張旅費

(iii)　公用通信費

(d)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、適当な住宅の確保につき便宜を与えること。

(e)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族に対し、医療上の便宜を与えること。

(3)　(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族に対し、その任期中、ジャマイカに入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、並びに外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与えること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　ジャマイカ以外の国において有効な自動車運転免許証を所持しているＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対するジャマイカの自動車運転免許証の発給について便宜を図ること。

(d)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　1に規定する自動車が、その後ジャマイカ内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、ジャマイカの法令に従い、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

3　ジャマイカ政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族に対し、ジャマイカにおいて同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家、シニア海外ボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第六条

ジャマイカ政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員の任務の遂行に起因し、その任務の遂行中に発生し、又はその任務の遂行に関連する当該ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員に対する請求について責任を負う。ただし、そのような請求がＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア又は日本国の調査団の構成員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。